

○宮崎大学教育質保証・向上委員会規程

平成 29 年 9 月 28 日  
制 定

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学の学士課程及び大学院課程教育等の教育目標、中期目標・中期計画並びに内部質保証に関する重要事項を審議し、その円滑な運営を図るため、宮崎大学教育質保証・向上委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項等)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議・立案し、必要に応じて宮崎大学教育委員会に提案又は報告する。

- (1) 学士課程及び大学院課程教育等の教育目標に関する事項
- (2) 学士課程及び大学院課程教育等の中期目標・中期計画に関する事項
- (3) 大学機関別認証評価に関する事項
- (4) 教育の内部質保証の在り方に関する事項
- (5) 点検・評価に基づいた学士課程及び大学院課程教育等の改善に関する事項
- (6) その他教育の内部質保証・向上に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 副学長（教育・学生担当）
- (2) 基礎教育部長
- (3) 各学部教務担当副学部長
- (4) 教育・学生支援センター教育企画部門長
- (5) 教育・学生支援センター学生支援部門長
- (6) 教育・学生支援センター長が指名した教育・学生支援センター専任教員
- (7) I R 推進センターから選出された者 1 人
- (8) 評価室から選出された者 1 人
- (9) その他委員会が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 前条第 6 号から第 9 号までの委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 条第 1 号の委員をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第8条 委員会は、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第3条第6号から第9号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

3 宮崎大学教育質保証・向上委員会細則(平成26年4月24日制定)は、廃止する。